

<自己資本の構成に関する開示事項>

平成29年11月14日
株式会社 北國銀行

バーゼルⅢ 国際統一基準 連結 【平成29年9月末】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成29年9月末		平成29年6月末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	198,453		202,977	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	39,419		39,419	
2	うち、利益剰余金の額	165,325		163,680	
1c	うち、自己株式の額(△)	5,128		121	
26	うち、社外流出予定額(△)	1,164		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		275	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	44,284	11,071	39,714	9,928
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,457		1,431	
	非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	1,457		1,431	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	244,195		244,399	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	7,121	1,780	6,789	1,697
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	7,121	1,780	6,789	1,697
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	△8	△2
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	827	206	2,844	711
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するもの	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するもの	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	7,948		9,625	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	236,246		234,774	

国際様式の 該 当 番 号	項 目	平成29年9月末		平成29年6月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置によ る不算入額
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	196	-	187	-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	196	-	187	-
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
42	Tier2資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	-	-
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 (二) - (ホ) (ヘ)	196	-	187	-
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	236,443	-	234,961	-
Tier2資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びそ	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段	-	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	46	-	44	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	12,572	-	12,422	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	12,572	-	12,422	-
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	8,443	-	7,593	-
	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	8,443	-	7,593	-
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	21,062	-	20,059	-
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	608	152	3,797	949
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	-	-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	608	-	3,797	-

国際様式の 該当番号	項目	平成29年9月末		平成29年6月末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
Tier 2 資本					
58	Tier 2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	20,453		16,262	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	256,896		251,224	
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,780		1,697	
	うち、調整項目に係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入される無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	1,780		1,697	
	うち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	0		0	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,000,230		1,962,005	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier 1比率 ((ハ) / (ヲ))	11.81%		11.96%	
62	連結Tier 1比率 ((ト) / (ヲ))	11.82%		11.97%	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	12.84%		12.80%	
調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	24,490		24,442	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	688		767	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
76	一般貸倒引当金の額	12,572		12,422	
77	一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	23,875		23,459	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とす)	-		-	
79	適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附則別紙様式第2号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。